

Title	<批評・紹介>Benjamin A. Elman, A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China
Author(s)	平田, 昌司
Citation	東洋史研究 (2002), 61(2): 329-337
Issue Date	2002-09-30
URL	https://doi.org/10.14989/155422
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

Benjamin A. Elman

A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China

平田昌司

「中國において、中世 (medieval times) よりこのかた、帝國、士人II文人エリート (gentry-literate)⁽¹⁾、そして古典學は、科擧の實施過程でしつかりと継り合わせられていた。この三つの次元軸は、いずれも後期帝國期 (一三六八—一九一〇) を通じて維持され、かつその相互依存性ゆえに五百年間にわたる安定を保っていた。二十世紀を迎えて帝國、士人II文人エリート、古典學が崩れさるとき、瓦解は一擧に進行し、それらが支えてきた政治權力あるいは文字言語文化と結びつくことは、もはやなくなつた。前近代における科擧について正當な評價を下すに際しては、明代 (一三六八—一六四四)・清代 (一六四四—一九一〇) の教育的、文化的、社會的、政治的實踐を記録した一次資料の丹念な研究を必要とするのである。」

本書序文冒頭のこの一段は、新しい科擧研究の成果を世に問うにあつた問題意識の所在を、簡潔なすがたで提示していると云つていい。著者ベンジャミン・A・エルマン氏は、『哲學から

文獻學へ——後期帝政中國における變化の思想的社會的側面 (From Philosophy to Philology)』(一九八四年)、『經學・政治・血縁——後期帝政中國における常州今文學派 (Classicism, Politics and Kinship)』(一九九〇年) など、主として清朝學術思想を扱つた著書によつて知られ、現在は、余英時氏の後を承けてプリンストン大學東アジア學科教授の職にある。ここにとりあげる『後期帝政中國における科擧の文化史的研究』(二〇〇〇年春出版) は、一九八五年以來、十數年にわたる研究の成果としてまとめられたもので、『後期帝政』期——主に十五世紀から十九世紀——明清の社會と文化におおきな影響を與えた科擧(武擧・清代翻譯科擧への言及を含む)の全體像を多面的にとらえようとした八八九頁の大著である。

明清の科擧を扱つた先行研究は少なくない。光緒三十年進士及第という實體験の確かさを感じさせる商衍鏗『清代科擧考試述錄』(三聯書店、一九五八年) はもちろんとして、日本國內で公刊された主な單行の著作を記すだけでも、『清國行政法』(一九〇五—一五年)、狩野直喜『清朝制度』(大正十二年「一九二三年」四月—大正十三年「一九二四年」六月、京都帝國大學文學部講義稿本。狩野直喜『清朝の制度と文學』、みすず書房、一九八四年。先立つて狩野直喜『清朝地方制度』(一九〇七年)、宮崎市定『科擧』(一九四六年初版。一九八七年に『科擧史』と改題)、同『科擧——中國の試験地獄』(一九六三年)、何炳棣『科擧と中國近世社會』(寺田隆信・千種眞一譯、一九九三年) などをただちに擧げることができる。その中で、本書はいかなる新しさをもつか。以下、著者の「序」も参考しつつ述べよう。

第一に、後期帝政期の歴史の中で科擧がどのように位置づけられるべきか、多角的な社會文化史的考察をおこなっている。後期帝政期前半にあたる一四〇〇―一六〇〇年、中國の人口が六千五百萬人から一億五千萬人へと大きく増加した結果、十六―十七世紀以降の帝政権力は末端の土地・勞働力の直接支配を行う力を失い、それにもなつて士人の地位が上昇した。かれらは土地支配・商業活動によつて得た利潤を資本として、文化・教育面での優位性を獲得し、子弟の科擧合格を通じて帝國政治権力の壟斷をめぐす。かくて、士人への支配力を確保しようとはかる朝廷、地位と資産とを維持するために朝廷を利用する士人、この両者が一方で拮抗し一方で連攜する場としての色彩を科擧は帯びるに至つた。制度の維持・變更の背景に中央(朝廷)・地域(士人)の相互關係を意識し、五百年という時間的幅を視野に入れた研究は、これまで稀であつたと言つていい。かつ、この視點を踏まえ、一四〇〇年から一九〇〇年の政治・社會・經濟・精神生活の關わりあう文化史像を、科擧を基軸として提示することを、本書は志す。そこには、既往の業績『哲學から文獻學へ』、『經學・政治・血縁』との共通性、さらにその背後にある歐米の人文科學・社會科學の骨格——研究對象は中國に限定されない——が感じられる。

第二に、利用史料の質的差異である。この點こそ過去の諸研究と本書との最大の違いだといふことは、とりわけて強調されねばならない。たとえば宮崎市定の著書は、執筆當時見ることのできた『吏部銓選則例』『科場條例』『學政全書』など清朝の編纂物に頼つて書かれざるを得なかつた。一方、本書は、一九八〇年代以來つぎつぎに公開されてきた「郷試録」「會試録」、明清檔案など

の一次資料も據りどころとしつつ分析を進めている。調査研究の過程については、本書の「謝辭」に詳しい。

第三に、明清科擧制度の變遷(概要は附録四を参照)、科擧をめぐる主要な論争を、史料に即しつ追跡しようとする視點をあげねばならない。従來の科擧制度解説は、乾隆五十八年(一七九三)から光緒二十四年(一八九八)までの約百年間、清朝後期の安定した相に重點を置くことが多かつた。清朝の康熙・雍正から乾隆期にたびたび制度的な變更が行われ、改革をめぐつて論争が繰り返された事實は、ほとんど正面から論じられたことがない。

本書は、そうした變更や論争の背後にいかなる社會的事象があり、思潮變化があつたのか、詳しい讀解と分析を試みた、初めての業績であろう。著者は、科擧を反近代的制度とみなして敵意を示していた、(十九世紀後半から)二十世紀前期の中國知識人以來の思い込みをひきずることなく、時代に適應する制度としての合理性を見いだそうとしている。

第四に、参照されている先行研究の量と質の豊富さにおいて、他を壓する。卷末の參考文獻目録をめくるならば、そこに擧げられた英語・中國語・日本語など諸文獻の數、著者の目配りの廣さに感嘆せざるを得ない。ことに、近年の北米で蓄積されてきた研究がどれほどの質と量にのぼるか、關聯する主要な博士論文まで含めて知りうるのは貴重である。

本書の依據した一次資料を見ていないのみならず、引用された先行研究についてもごく一部を讀んでいるに過ぎない評者にとつて、紹介を過不足なく的確に行ふことはむずかしい。さいわい、二〇〇〇年一月九日に京大會館で開かれたエルマン氏を圍む集ま

りの報告が、『古典學の再構築』第八號（神戸學院大學人文學部内「文部省科學研究費特定領域研究 古典學の再構築」事務局、二〇〇〇年十一月）の九一—一〇一頁に掲載され、中に唐澤靖彦氏「Benjamin Elman, *A Cultural History of Civil Examinations in Late Imperial China*——その社會文化史的枠組みについて」、高嶋航氏「科擧の廢止と近代中國社會」が含まれている。唐澤氏・高嶋氏の文章は専門的視點から詳細な紹介・論評を加えられたもので、本稿を準備するにあたって益を受けた。以下、章をおつて本書の概略を紹介する。

本書の全體は、大きくふたつの部分に分かれ、うち第一章から第五章が制度的規範をめぐる論述を中心とする。第一章「後期帝政期科擧の歴史的起源再考」は、朝廷による人材選抜試験制度がどのように變遷したのか、明清科擧制度の出題形式がどのように形成されたか、前漢から元までを対象に概観している。ここでは、唐宋期の詩賦偏重の試験をめぐる數次の論争に始まり、南宋の朱熹「學校貢擧私議（學校と試験制度に關する私見）」による詩賦批判、朱熹の構想を受けて詩・律賦を出題から除いた元の皇慶二年（一二三三年）の規定、道學重視・詩賦排除を元代以上に徹底させた明の科擧、という變遷の過程に注意が向けられる。このような「文」から「道」への移行の一因として想定されているのが、南宋以來、「夷」の侵攻・支配下における「漢」の倫理的・文化的優位性を確認したいとの漢人たちの願望である。また、「夷」の政權掌握・軍事的優位に對抗して、文人は地域社會・地域「漢」文化に據りどころを求めたとの見解も示される。第二章「明代初期における帝政權力・文化の政治學・科擧」は、道學の

「道統」と王朝の「治統」とが明代に合流させられることを指摘したのち、明代科擧制度の概要、「南北卷」創設、永樂帝の篡奪を理論的に正當化していかねばならない必要性、永樂帝の治下における道學標準教程の制定、『四書大全』『五經大全』の編纂などの點に觸れ、宋の道學が、なぜ、いかに後期帝政期の正統思想となつたかをあつづける。第三章「後期帝政期科擧にみられる制度的力學、およびエリート階層の流動性」は、受験者を主たる對象とした分析を行う。ここでは、官僚再生産システムとしての科擧の實施手順、エリート階層がどの程度の範圍や幅で流動化したか、擧人の合格率と任官狀況、試験合格後に得られる身分の特權などが扱われ、あわせて清初の科擧における漢人と滿人、清代の翻譯科擧（滿洲・蒙古）に關しても略述されている。第四章「受験會場と帝政權力の限界」は、「文化的監獄」としての貢院において受験者がどのような環境でいかなる取り扱いを受けつつ答案を書いたか、答案はどのように採點されたか、受験者による不正行為、採點結果への異議申し立て、晩明における科擧批判および制度改革の聲、など受験する側からの諸問題をとりあげる。それと同時に、朝廷側がどのような受験者管理を企圖していたか、地域的視點をまじえつつ述べ、受験者と朝廷との對抗關係を描き出した。

第五章「後期帝政期科擧における古典語の読み書き能力と社會的廣がり」では、士人の社會的再生産過程、士人の特權、合格者の社會階層および出身地の分布、十九世紀の受験者に要求された四書五經の暗誦内容と教育課程、作文教育法、擧人・進士合格者の年齢分布、などを個々にとりあげて論述し、科擧受験にあたって官話の能力と古典語の知識が中心の役割を果たしたこと、科擧の

目標は文人エリート階層 (writing elite) の限定、制御、選抜 (二七七頁) にこそあったこと、を説く。

引き續く第六章から第九章は、制度としての科擧が文化的にいかなる影響を中國社會に與えたかを扱う部分であり、小説・説話・俗信 (第六章)、八股文の作例 (第七章)、郷試答案 (第八章・第九章) など、これまでの研究においてやや周縁的な扱いをされてきた史料を用いた分析が進められる。第六章「感情的不安・成功の夢・受験生活」は、試験・合否にまつわる宗教と俗信、豫言と夢説話、科擧設問内容に見られる俗信排撃、不合格者のたどった道 (蒲松齡・洪秀全) などととりあげる。本章でとりあげる諸觀念・信仰は、科擧受験者やその家族によつて共有されていたのみならず、間接的に中國社會全體にも浸透し、影響の及ぶ範圍は廣く深い。第七章「科擧の文化的領域、エリートにとつての八股文」は、科擧による文化的・社會的再生産を通じてエリート階層に文化的・言語的均質性がもたらされたこと、その過程において四書五經の暗誦・八股文・道學的倫理觀・楷書體などの習得が要求されたことを指摘し、王鏊・艾南英による八股文の作例を、原文と全譯を掲げて解説する。模範答案の營利的出版、四書學の發展、八股文の規格化とその過程、科擧に論・策が占めていた位置、などの話題もこの章でとりあげられる。

第八章・第九章は、まとまつた史料が現存する明代應天府・清代浙江の郷試答案、特に第三場の策問・對策に重點を置いた論述である。狩野「清朝制度」(三九〇、四二一―四一六頁) も指摘するように、郷試策問は、出題にあたる學政の好尚や時代の學風を敏感に映すものであるから、分析対象として最も興味深い。ま

ず、第八章「試験の評価基準、帝國による知の制御の限界」では、科擧制度の特徴である「共有される本文解釋、標準化された正典」「知」の制度的誘導 (四二二頁) に基づく答案評價基準が、外から隔離された採點會場内で傳承されること、合否決定に重要な意味をもつ四書文の採點結果に陽明學・考證學といった時代の流行思潮の影響が認められないこと、を説いた上で、答案の優劣が成績にさほど影響しない策問においては試験官の個人的見解の反映が認められることを指摘する。策問の諸類型、明代十五世紀後期の「策」における考據學重視の傾向、なども話題としてとりあげられる。第九章「科擧における自然學・歴史學・漢學」も、前章に引き續いて策問・對策を分析する。曆學 (一五二五年江西)・天象 (一五六一年浙江)・律數 (一五六七年應天府) の策問に當時の天文・音樂理論の知識水準とのずれが認められること、明代の策問が實證的知識をたずねる問題ではなかつたこと、自然學に關する策問が清の康熙帝の禁令によつていったん消滅すること、がまず紹介される。しかし、十八―十九世紀における宋學から漢學への轉換、それによる知の再編制と並行して、策問の内容には變化が生じていく。たとえば、清朝史學・考證學の達成と密接に關わる設問——今古文尙書 (一七七一年山東郷試)・音韻學 (一八〇七年山東郷試)——などは、學政の思想・學風の影響を強く反映した出題であつた。もちろん、一方で、宋學の立場を堅持した出題 (一七三八年四川) のような例も存在し、すべてが漢學一邊倒になつたわけではない。

第十章、第十一章は、清朝における科擧改革と論争との歴史、科擧制度の廢止を扱つた部分である。第十章「一八〇〇年以前の

清朝支配下における科目改革の加速化」は、清初の科擧が明制を繼承したことをまず述べ、一六四五年より一七五〇年までの改革論争、雍正年間から乾隆初期に見られる改革の先蹤を受けた乾隆後期の科目改革——五言試帖詩の復活など——について論じ、久しく追放されていた唐詩（五言排律）・宋文（論）が再び導入されたことの意義を説く。末尾の第十一章「規範範化と脱正典化——清末科擧改革の陥穽」は、十九世紀初期の科擧改革の試み、太平天國の科擧制度、太平天國以降——特に一八九五—一八八八年——における改革案、一九〇一年の改革、一九〇五年の科擧廢止と、近代への轉換期にみられる目まぐるしいまでの動きを追跡し、科擧の廢止と學校制度の導入が清朝の衰亡の一因となるまでを説いた。その結果として中國社會がいかに變わらざるを得なかったかを扱った論述は、精彩に富む。本章に關しては、冒頭にふれた高嶋氏の紹介に詳しい。

最後に、附録として、一「科擧に關する一次資料 一一四八—一九〇四年」、二「モルモン教會家族史圖書館所藏の科擧一次資料」三「表」、四「科擧試験科目變遷年表 六五〇—一九〇五年」、五「地方志以外の主要科擧資料」が添えられている。附録一・二・五は、利用可能な資料の所在を明らかにし、今後の探究のための道案内を提供していると言つていい。附録三・四は、著者の立論の根據となる統計上の數字を具體的に示す。卷末の文獻目録（全五十六頁）、周到に工夫された索引（全五十一頁）、論述の根據となった史料・先行研究について詳記した脚注は、いずれも讀者にとってきわめて親切である。大部の書物であるだけに、時には引用上の誤りも見かけられるけれども、脚注・文獻目録・

索引を利用すれば、立論の根據となった文獻を捜しあて、その當否を確認することは容易なのである。

もちろん本書一冊で、科擧をめぐるすべての問題が解決されるようになったわけではない。先行研究において充分な質と量の言及がされている場合は——たとえば清代後期の科擧制度——比較的簡潔な敘述にとどめるよう心がけられており、従来の諸研究を併せ讀むことが讀者への暗黙の要求となっている。また、各章の論述の中には、従来から研究者の视界に入っていた事實に沿った説明を中心とした箇所もないではない。だが、科擧をめぐるこれだけの内容が、獨力で分析され語られることはかつてなかったのではないか。涉獵した史料や先行研究の質と量、目配りの廣さ、いずれの點においても従來の水準を大きく超えた科擧研究書として評價されるべきであろう。

さて、評者の關心からみた本書の新しさは、冒頭に列擧した四點以外に、讀み書き能力 (literacy) の重要性につき、従來の歴史書にはあまり見られなかったほど力を入れた論述がなされている點にもある。以下、この側面に焦點をしばらく、(一) 文化資本としての八股文・小楷、(二) 明清科擧制度における詩の廢止と復活、の二點について、本書の論述に啓發された讀後感を述べ、著者と讀者の教えを請うこととしたい。

(一) 文化資本としての八股文・小楷 明清の科擧は、一貫して八股文、特に四書文を重視した。この方式は、試験を受ける側・實施する側の雙方にとって利點がある。明清期、各地でその層と數とを擴大させていく受験者の側から見ると、「四書集注」、模範八股文選、規範字典程度の藏書で最低限の受験準備が可能なら

試験（『日知錄』卷十六「經義論策」）は、詩賦に比して初期投資が少なくてすむ。また、たてまえでは四書五經の暗誦を求めているものの、模範答案文選の暗誦に主たる精力をつぎこむような受験者も排除することができない（『日知錄』卷十六「擬題」）。このような問題點は博學な知識人の批判を浴びつづけるのだが、平均的読み書き能力をそなえた人口の擴大という觀點から言えば、手に入れやすく學びやすい教科書に依據した出題の安定繼續は、まことに効果的だつたはずである。かりに四書文中心主義への切り替えが行われず、あくまで詩賦中心主義を貫いた試験制度が維持されていたならば、山間僻村にまで私塾が存在し、秀才が郷試の受験勉強のかたわら字を教える、という清朝末年の狀況は實現しにくかつたかも知れない。

他方、明代以降の朝廷の側にとつては、科擧受験者・合格者數が増大していく中、いかに全國均質な出題・採點を維持していくかが大きな難題であつた（檀上寛氏の研究を踏まえた本書九〇頁）。特に、各省で個別に實施され、一元管理が困難な郷試の均質性を維持するには、それなりの仕掛けが必要になる。欽定の「四書」解釋という閉じた體系から出題される四書文は、多數の出題者によつて作問されつづげようとも、問題の質に豫想外のばらつきが出てくる可能性は低い。のみならず南宋以來つづく口語體排除の傳統によつて答案の語彙・文體は規制されており（荒木敏一『宋代科擧制度研究』、一九六九年、三九七―三九八頁）、答案の書法も「小楷」に限られる。つまり四書文とは、朝廷側からの郷試均質化の要請を、思想・文體・書法のすべてにおいて實現した設問にほかならなかつた。この點、出題者たる學政の學風や

好尚を強く反映し、朝廷の意圖からはずれた思潮への誘導の危険性さえはらむ郷試策問（本書第八章、第九章）とは大きく性質を異にする。郷試策問が合否判定上さほど重視されなかつたと傳えられるのは、當然であらう。

まとめるならば、明清科擧における四書文の重視は、道學への思想的共感のみに起因するものではなく、受験者・朝廷雙方にとつての教育システム上の現實的利益から出發した面をあわせもつたのではないかと推定される。

（二）明清科擧制度における詩の廢止と復活 明清代における四書文の重視は、科擧における詩賦の地位凋落を招く。この點をめぐり、著者は唐代以來の美文（詩賦）中心主義と宋代道學の非美文主義の對抗關係を後期帝政期の科擧史の一特徴として把握し、洪武三年（一三七〇）から清代乾隆二十一年まで、科擧に詩を出題しないという方針が維持されていたこと（本書三七頁）に着目した。そして、雍正元年（一七二三）の朝考における詩の出題（本書五三七頁）、乾隆二十一年（一七五六）以降の科擧における詩の復活（本書五四四頁）を劇的轉換とみなし、乾隆期の思潮と結びつけた解釋——漢學の興起（本書五四六頁）、復古的思潮、三代漢唐の理想への回歸（本書五五八頁）、清朝小學の影響による詩學重視（本書五六二頁）——を提示する。

かりに觀察の範圍を郷試・會試の出題に限るならば、著者の指摘するような變化が生じているのは確かであつて、「知の制度的誘導としての科擧」という著者の論點も實證されるかに見える。しかし、やや視點を變えるならば、明清代を通じて詩賦があいかわらず重要な文化資本として機能していたことに氣づくはずであ

る。その場となったのは、著者も注意を向ける（一五七—一六三、五三六—五三七、五四七—五四八頁）翰林院庶吉士の選抜であつた。明代の翰林院は高級官僚の豫備軍となる庶吉士を育てる場として認知され（本書一六〇頁に引く『明史』選舉志二）、新進士が平生作った「論・策・詩・賦・序・記」十五篇以上にもとづく評價が行われていた（『明史』選舉志二、中華書局本一七〇—一七二頁）。詩賦は選考の基準から排除されていない。さらに、清朝雍正年間以降に翰林院庶吉士を選ぶ試験として實施された「朝考」、および「朝考」の三年後に庶吉士たちが受ける「散館」の出題内容（乾隆元年以降は長く一詩一賦）を見ても、詩賦の比重はきわだつている。要するに、「清選」をめざす者に對して朝廷が作詩作賦の能力を要求しなかつた時期はほとんどなく、唐代進士科以來の詩賦中心の試験は、科擧制度から庶吉士選抜制度へと姿を變えて、明清代にもあい變わらず存続していたことになる。

翰林院を最終の合格目標と想定できる社會階層の出身者は相對的に豊かな文化資本を所有しており、郷試・會試の受験に必須であるか否かに關わらず、詩賦を自らの視野から外す必要はなかつたはずである。科擧の知的規範の權威性からの逸脱をめざす意識や言説さえ、文化資本的に豊かな階層から聲として現れることにも注意すべきであろう。たとえば天順八年（一四六四）に十八歳の若さで進士及第した李東陽は「春雨堂稿序」で八股文への反撥を述べ、成化八年（一四七二）の狀元吳寬は「舊文稿序」で、朱子「學校貢舉私議」の精神に背いて『文選』・『史記』・『漢書』・唐宋の文集を偏愛する自己の像を描き出す（いずれも蔡景康編選『明代文論選』、人民文學出版社、一九九九年、に收める）。彼ら

は、明らかに詩賦を、文學を、強く肯定している。また、明代古文辭派の興起の背景に宋學の枷への反撥があることも、文學史上よく語られてきた（陳平原『中華文化通志・藝文典・散文小説志』、上海人民出版社、一九九八年、一四—一五頁）。乾隆二十一年の五言試帖詩復活の決定は、これら文化資本に恵まれた人々にさほどの影響を及ぼさなかつたであろう。當時、急遽編まれた受験者向けの詩選（たとえば臧岳『應試唐詩類解』）の序や注釋の鄙陋さからは、科目變更に狼狽したのがどの程度の知識水準を有する社會階層であつたか——おそらくは秀才に合格できる程度を中心とする——を推測できる。五言試帖詩の復活の背景として乾隆期の漢學の興起を想定するのは筋書きとして面白いし、著者の假設する枠組みに合致するのだろうが、論證にやや落ち着かない面があることは否めない。むしろ、乾隆二十一年（一七五六）をさむ時期に、『御選唐宋詩醇』（乾隆十五年〔一七五〇〕。沈德潛・錢陳群らの手に成る）、乾隆二十六年（一七六一）御筆の序を冠した沈德潛『國朝詩別裁集』などが完成していくことで、『溫柔敦厚の旨』が詩的規範として欽定化されたことに注意すべきではないだろうか。五言試帖詩の出題という措置は、詩の規範を定めたい乾隆帝、大量の答案の處理に悩む採點者（本書六二〇頁）、豊かな文化資本を有する地域・階層、そのいずれにとつても都合のない決定であつたに違いないのだから。

以上が、評者の意識にのぼつた二つの點である。このほか、明清において、第五章に言うような「官話」による識字は必ずしも行われておらず、どの方言の發音で音讀するかなど非視覺的な部分は地域の裁量に任ざれていたこと、つまり答案の均質化は思想

内容・文體・字體といった視覚的なテキストに對してのみ要請されていたこと、これは評者が既に別の場所において指摘した問題點であるけれども、本書の影響力の大きさを考えて繰り返しておく。

以上、つたない讀解にもとづく紹介を試みたものの、評者の力不足ゆえに不十分な内容しか綴れなかったことは明らかであつて、著者に對して非禮をお詫びせねばならない。

最後に一言、べつの感想を記しておきたい。エルマン氏の文章は、あくまでも史料の正確な讀解と先行研究との基礎の上になつて書かれており、歴史記述の姿を借りて現實に向けた發言をおこなうようなところはない。ただ、人が人を選抜する試験制度のありかたそのものへの關心は字裏行間に示され、それが時に史論の趣を漂わせている。科擧の理念を問う論争が乾隆年間を過ぎると目立たなくなり、以後は答案用紙の處理方法など末梢の問題ばかりが議論されるようになっていくことを指摘した上で、嘉慶・道光年間の朝廷は「内部から定期的な制度を見直すことで外部からの信頼性を保つこと、それが科擧の重要な一側面であることを、きちんと認識することができなかった（They failed to recognize that an important aspect of the civil examinations was the periodic questioning of the system from within that gave it credibility from without）」(本書五六八頁)と説くところなど、著者の感慨までも聞き取ることができるよう思う。

註

(1) エルマン氏のこの著作では、以下の定義が與えられている

(序文 xvii)。“*gentry*”は、一九〇〇年以前に、地主として地域社會・地域經濟上の權力を行使していた、あるいは朝廷の官僚として全國に及ぶ政治權力を行使していた、漢族エリートをさす。また“*literatus*”は、*gentry*のうち、主に古典の教養・宗族儀禮の知識・文字テキストの出版などを通じて文化的エリートとしての地位を維持している特定の構成員をさす。

(2) 「學校貢擧私議」は、三浦國雄『人類の知的遺産(十九) 朱子』(一九七九年、講談社)に日本語譯注が收められている。エルマン氏は、元代科擧の制度化にあたり、道擧が完全な形では勝利できなかった實例として、科擧における「古賦」の出題を擧げるが(本書三三三、三五頁)、これは朱熹『楚辭集注』に對應する科目であり、唐宋科擧の「律賦」とは性質を異にする。また、朱熹が詩文の讀者・校訂者・作者として優れていたことには、いま少し注意が拂われてよいのではなからうか(興膳宏・木津祐子・齋藤希史「朱子語類論文篇譯注(一)」(八)、『中國文學報』第五十五冊(第六十二冊、一九九七—二〇〇一年)。たとえば韓愈の文は、朱熹の校訂した形態で流布し、「論」などの規範として讀み繼がれていく。

(3) 陳登原『國史舊聞(第三分冊)』(中華書局、一九八〇年)〔五五四〕「科擧與楷法」。また、劉恆『中國書法史・清代卷』(江蘇教育出版社、一九九九年)の第二章第三節「科擧考試與“館閣體”」。

(4) 會試對策の優秀さで合格が決定した例もある。紀昀「四

百三十二峰草堂詩鈔序」は、嘉慶七年（一八〇三）會試三場の策問として蘇軾の詩に對する元好問の評價がなぜ低いのかを出題したところ、朱士彥の對策がすぐれた見解を示したため合格者に追加した、という自らの經驗を記録する（王鎮遠等編選『清代文論選』、人民文學出版社、一九九九年）。

(5) 本書第十章の「賦得『海上生明月』」を一瞥すればわかるとおり、試帖詩は南朝齊梁以來の應制詩の流れを引いたことほぎの詩であつて、藝術的な獨創性は要求されない。充分な文化資本をもつ者にとつて、試帖詩はさほど困難な

課題ではないはずである。

(6) 乾隆帝の詩作に對する沈德潛の影響については、青木正兒『清代文學評論史』第六章「格調・性靈兩詩說の對立」（『青木正兒全集』第一卷、春秋社、一九六九年）、吉川幸次郎「清雍乾詩說」沈德潛第四（『吉川幸次郎遺稿集』第三卷、筑摩書房、一九九五年）、鄺國平・王鎮遠『中國文學批評通史・清代卷』（上海古籍出版社、一九九六年）の第七章第一節など。

Berkeley and Los Angeles: University of California Press,
2000. 24cm. xlii+847 pp.